

平成28年6月27日

お知らせ

社名	岡山空港ターミナル(株) 業務部販売推進課 直通TEL086-294-5606
担当	田淵、清本

岡山空港免税店における液体物の取扱い変更について

岡山空港を出発して、海外の空港で国際線乗り継ぎお客様も、酒・化粧品等の液体物が空港内免税店で購入できるようになります。

これまで、空港内免税店では海外の空港で国際線乗り継ぎお客様に対して、乗継空港において液体物に対する量的制限規制があるため、100mlを超える酒・化粧品等の液体物の販売を控えてきました。

本年7月1日以降、これら100mlを超える液体物であっても、免税店で購入した際にSTEBsと呼ばれる不正開封防止袋に収納することにより、海外での乗継空港の保安検査を通過することが可能となります(乗継空港の保安検査までSTEBsを開封しないことが条件です)。

国内主要空港のうち、成田、関空及び中部空港は昨年10月27日から、羽田空港は昨年12月24日からSTEBsの運用を開始しています。

成田、羽田、関西、中部の各空港に次いで、国内の空港では岡山空港が5番目の運用開始となります。

〈参考〉

量的制限規制●100mlを超える液体物を航空機内へ持ち込むことを制限する国際的なルール
STEBs●Security Tamper Evident Bags の略

収納した液体物に対して、不正な行為が行われていないことが確認できるよう、国際的に仕様が定められた特殊な袋。

STEBsを乗継空港の保安検査開始前に開封すると、STEBsに開封した痕跡が残り、液体物の安全性が確認できなくなることから、空港内免税店で購入したものであっても、保安検査場を通過することができません。